

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係るポピュレーションアプローチ業務委託（松原地区）

### 2 契約の相手方

医療法人三仁会

### 3 随意契約理由

本業務は、高齢者が健康状態に関心を持ち、フレイル対策の重要性の浸透を図るアプローチが重要であり、価格だけでは判断できない専門的な知識や経験などの要素が必要であることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係るポピュレーションアプローチ業務委託業者選定委員会の審査において、医療法人三仁会が契約の相手方として最適であるとの結果から、医療法人三仁会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結した。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

健康福祉部健康増進課保健担当（電話番号 0568-85-6314）